

文化会館の使用料支払い期限、使用料の還付に関する規則の改正について

文化会館では、平成 31 年 4 月 1 日より使用料の支払い期限や使用料の還付に関する規則を以下のとおり改正します。

○使用料の徴収について

大ホール・小ホール	使用許可通知日から起算して 14 日以内
会議室・練習室・リハーサル室・和室及び茶室	使用許可通知日から起算して 7 日以内

○使用料の還付について

大ホール・小ホール	使用日の 90 日前までに使用の取消しを申し出たとき	既納の使用料の 5 割に相当する額
会議室・練習室・リハーサル室・和室及び茶室	使用日の 30 日前までに使用の取消しを申し出たとき	

※平成 31 年 4 月 1 日以降の《使用許可申請分について》適用となります。